

## 日本国 外務省:ハーグ条約(国際的な子の奪取の民事上の側面に関する条約) ハーグ条約関連資料

[https://www.mofa.go.jp/mofaj/ca/ha/page22\\_001672.html](https://www.mofa.go.jp/mofaj/ca/ha/page22_001672.html)

外務省の各国の調査報告書に、子の奪取は監護権の侵害であり、ハーグ条約批准により各国の国内法でも禁止している旨が記載されています。

日本国外務省自身が調査し、各国状況を認識しているということです。

この点について、各国の要約を以下にまとめます。

子の連れ去り違憲訴訟原告 <https://child.abduction.jp/>

国	要約	ページ番号	文書URL
タイ	タイにおいても、監護親が非監護親の面会交流権を侵害するケースが生じているが、監護親が子を非監護親から遠くに連れ去る行為は違法であり、非監護親は少年家庭裁判所の調査及び保護 機関又は裁判所に申し立てることができる。	6	<a href="https://www.mofa.go.jp/mofaj/files/000077791.pdf">https://www.mofa.go.jp/mofaj/files/000077791.pdf</a>
フィリピン	いわゆる子の奪取に関するハーグ条約では、子の連れ去り等が不法なものとされる要件として、監護の権利が侵害されていることが求められている(同条約第3条)。そして、同条約監護の権利については、同条約の第5条において、子の監護に関する権利、特に、子の居所を決定する権利を含むと定められている	6	<a href="https://www.mofa.go.jp/mofaj/files/000545928.pdf">https://www.mofa.go.jp/mofaj/files/000545928.pdf</a>
スリランカ	子の奪取は、刑法(The Penal Code)第 352 条および第 354 条で犯罪とされ、14 歳未満の男子および 16 歳未満の女子を誘拐した者は 7 年間までの禁固刑に処される。警察による捜査にもとづきマジストレート裁判所は捜査令状を、控訴院は人身保護令状を発することができる	6	<a href="https://www.mofa.go.jp/mofaj/files/100006543.pdf">https://www.mofa.go.jp/mofaj/files/100006543.pdf</a>
フランス	在仏日本大使館のページに情報あり(3. いわゆる子供の連れ去りの問題)		<a href="https://www.fr.emb-japan.go.jp/jp/taizai/soui.html">https://www.fr.emb-japan.go.jp/jp/taizai/soui.html</a>
ブラジル	したがって、例えば、日本であるような、母を監護権者として定め、父との同居を事実上 不可能とするような方法による監護は許されない。ただし、子の住居が頻繁に変わることは、子の利益を害するおそれもあるため、子の現実の状態及び利益を考慮しつつ、父母間の均衡を図ってそれぞれとの同居期間を定めることになる。	5	<a href="https://www.mofa.go.jp/mofaj/files/000545964.pdf">https://www.mofa.go.jp/mofaj/files/000545964.pdf</a>
ブラジル	親族間においては、教育に必要なものも含め、社会的条件に照らし相当の方法で生活するために必要な扶養を相互に請求することができる とされる ことから(1695 条)、 <b>未成年者である子は父母に対し、その扶養を請求できる</b> 。婚外子については、実親に対し、扶養を受けるための訴えを提起することができる(1705 条)。	6	<a href="https://www.mofa.go.jp/mofaj/files/000545964.pdf">https://www.mofa.go.jp/mofaj/files/000545964.pdf</a>
カナダ・ブリティッシュコロンビア	カナダの離婚手続きでは、別居をする際に、別居合意書を作成し、裁判所へ提出することを要求されているのが特徴として挙げられる。別居合意書 は、夫婦によって署名された、夫婦の 合意の取決めをした法的文書である。	2	<a href="https://www.mofa.go.jp/mofaj/files/000552262.pdf">https://www.mofa.go.jp/mofaj/files/000552262.pdf</a>

カナダ・ブリティッシュコロンビア	家族法 第 80 条 第 1 項から 第 5 項、およびハーグ条約の規定は、監護 や面会 交流に対する違反行為が起きる直前に、締約国に常居所があった子に関して適用されるが(同 第 6 項)、	3	<a href="https://www.mofa.go.jp/mofaj/files/000552262.pdf">https://www.mofa.go.jp/mofaj/files/000552262.pdf</a>
カナダ・オンタリオ州	子の監護および子との面会交流については、婚姻しているか否かにかかわらず、平等に適用される。子の父母は、その子の監護に関して、均等に権利を行使する(子ども法修正法第20条第1項)。子の監護権を有する者は、子の最善の利益を考慮して、その権利を行使しおよび責任を負う(同条第2項)。父母が別居する場合で、父母のいずれか一方による同意、黙示の承諾または黙認のもとで、父母の他方が子と同居するときは、面会交流権を除き、その父母による子の監護および監護に付随する事項に関する権利行使は、別居合意または別段に規定されている命令が下されるまで、一時的に停止される(同条第4項)	2	<a href="https://www.mofa.go.jp/mofaj/files/000552264.pdf">https://www.mofa.go.jp/mofaj/files/000552264.pdf</a>
スウェーデン	1976年に離婚後の両親による共同監護が可能となり、1983年には裁判所の特別な命令なしに可能になった... 2006年に...何が子の最善の利益であるか判定する際に、子や他の家族が虐待される危険性、または、子の不法な連れ去り、放置、その他、監護への著しい懈怠を特に重視しなければならないとされた	3-4	<a href="https://www.mofa.go.jp/mofaj/files/000498875.pdf">https://www.mofa.go.jp/mofaj/files/000498875.pdf</a>
スウェーデン	子の最善の利益は、2人の親によって等しくケアを受ける子の権利として解釈されている。子の最善の利益が何かを判断する際には、その子が両親双方と密接で良好な接触をする必要性と同様に、子への虐待、または、不法な連れ去り、ネグレクト等の子の危険性も重視しなければならない(親子法第6章第2a条)。	7	<a href="https://www.mofa.go.jp/mofaj/files/000498875.pdf">https://www.mofa.go.jp/mofaj/files/000498875.pdf</a>
スウェーデン	ハーグ条約関連 両親は、婚姻中やサンボ関係にある場合はもちろん、離婚やサンボ解消後も子の共同監護が原則である。そのため、両親の一方の同意なく他方の親が子どもを国外に連れ去ったり留置することは認められない。	12	<a href="https://www.mofa.go.jp/mofaj/files/000498875.pdf">https://www.mofa.go.jp/mofaj/files/000498875.pdf</a>
スウェーデン	実施法は、23条から成り、...実施法は、いわゆる1980年欧州評議会条約を締結した国および1980年ハーグ条約を締結した国との関係で適用されるが、政府は、相互主義に基づき、実施法が、これらの条約を締結していない国との関係でも適用されると定めていることを認める(実施法第1条)。	13-14	<a href="https://www.mofa.go.jp/mofaj/files/000498875.pdf">https://www.mofa.go.jp/mofaj/files/000498875.pdf</a>

<p>スペイン</p>	<p>スペイン法においては、親権・監護権は主として民法第 1 編第 7 章「親子関係」に規定されている。親子関係法の総則規定にあたる第 154 条 1 項は、「親権解放されていない子は、その両親の親権に服する。」と規定し、親権を「<b>両親の権限</b>」(“la potestad de los padres”)と定めている。</p> <p>…</p> <p>婚姻の無効、離婚・別居等の際に、親権・監護権の決定の手続きをすることが必須であり、2005 年に改正された民法 103 条には、その際には子の利益を勘案すること、監護権を持たない配偶者が親としての義務を果たしやすくする配慮をすること等、厳格な要件を定めている。</p>	<p>2</p>	<p><a href="https://www.mofa.go.jp/mofaj/files/000487551.pdf">https://www.mofa.go.jp/mofaj/files/000487551.pdf</a></p>
<p>スペイン</p>	<p>刑法 225 条の 2、第 1 項に「未成年者を、常にとともに居住している親あるいは祖父母、当該子の監護を委ねられている人もしくは機関の同意なしに、その居所から移動させること」を奪取罪とし、これに従って、民事上も民法第 158 条の第 3 項において、…未成年者の住所の変更は、いかなるものであれ裁判所の許可を受けるものと定められた。</p>	<p>2-3</p>	<p><a href="https://www.mofa.go.jp/mofaj/files/000487551.pdf">https://www.mofa.go.jp/mofaj/files/000487551.pdf</a></p>
<p>スペイン</p>	<p>民法 90 条に、離婚時の協約書(民法 81~86 条)      双方が親権を有する子につき、離婚後の監護をどのようにするか、子と同居しない親との接見あるいは滞在をどうするか(90 条 1 項 1 号)、祖父母がいる場合に、孫である未成年の子と祖父母との接見はどのようにするか(同条同項 2 号)等のことが、夫婦財産の清算や年金の分配などの条項に先立っておかれている。      夫婦・パートナー間あるいは離婚後の元配偶者の中で、実の子あるいは養子であっても、法規に反して子の居所を移すことは、犯罪となる可能性がある(スペイン刑法 225 条の 2)</p>	<p>3</p>	<p><a href="https://www.mofa.go.jp/mofaj/files/000487551.pdf">https://www.mofa.go.jp/mofaj/files/000487551.pdf</a></p>
<p>スペイン</p>	<p>第 158 条…      子の奪取に対する措置が急務であることから、これを未然に防ぐ措置を規定する。      親権・監護権に服する子の出国は、裁判所の許可がなければなし得ないこと、この子に対するパスポートの発給・交付を禁止し、すでに交付している場合は回収すること、許可なく未成年者の住所の変更はなし得ず、常に裁判所の判断に従うことを明記する</p>	<p>6-7</p>	<p><a href="https://www.mofa.go.jp/mofaj/files/000487551.pdf">https://www.mofa.go.jp/mofaj/files/000487551.pdf</a></p>

シンガポール	<p>女性憲章第46条第1項の「婚姻の挙行にあたり、夫と妻は、その結合の利益の保護および子どもの世話や扶養において、互いに協力するよう相互に義務を負う」</p> <p>…</p> <p>法定別居または離婚により父母の結合が解消されても、父母各々の子どもとの関係や義務は消滅しない。法定別居および離婚の途中で、裁判所は常に父母に対して、子どもへの義務が継続することを指摘し、指導すべきであるとされる。</p> <p>…</p> <p>法定別居または離婚の途中で、子の利益を保護するために…①裁判所は子の代理人を任命する。</p> <p>…</p> <p>2016年女性憲章(親教育プログラム)規則およびその改正法である2018年女性憲章(親教育プログラム)(改正)規則では、21歳未満の子をもつ者が、法定別居または離婚の相手方との間に扶養、婚姻中に得た資産の分割、子の生活に関する手配および非養育親がどのように子との定期的なコンタクトを保ち続けるか等の事項に関する合意が整っていない場合には、親教育プログラムの受講を義務付け、親教育プログラムは2年の期間内に完了させていなければならないとする。</p>	9-10	<a href="https://www.mofa.go.jp/mofaj/files/000545930.pdf">https://www.mofa.go.jp/mofaj/files/000545930.pdf</a>
シンガポール	<p>シンガポールは、1980年国際的な子の奪取の民事上の側面に関する条約(子の奪取条約)、1996年親責任及び子の保護措置に関する管轄権、準拠法、承認、執行及び協力に関する条約(ハーグ親責条約)を批准しており、<b>国内実施法として国際的な子の奪取法</b>も制定した。さらに、2016年に家族司法裁判所は、アメリカ合衆国で採用されているペアレンティング・コーディネーター(Parenting Coordinator)制度を導入。</p> <p>…</p> <p>本法の第8条は、子の奪取条約の定める意味において子どもがシンガポールに連れ去りまたは留置されることにより、<b>締約国の法で認められた監護権の侵害を受けた者は、家庭司法裁判所にその子の返還命令を請求することを認める。</b></p>	10-11	<a href="https://www.mofa.go.jp/mofaj/files/000545930.pdf">https://www.mofa.go.jp/mofaj/files/000545930.pdf</a>

<p>ロシア</p>	<p>親権は、親の身分上、財産上の権利・義務である。家族法典は、「父母(両親)の権利義務」と題する第 12 章において、父母の身分上の権利義務を規定している(家族第 61 条乃至第 79 条)。          家族法典の定める具体的な父母の非財産的権利義務          ...          ⑧子と別居している親の面会交流権(家族 66 条第 1 項)          ⑨子と別居している親が子の教育の形態について決定し、その養育に参加する権利(家族第 66 条第 1 項)          ⑩子と別居している親の親権の行使の手續について協定を締結する権利(家族第 66 条第 2 条)          ...          ロシアでは、父母は、子と同居しているか否かにかかわらず、ハーグ条約の意味での「監護の権利」を共同で有しているとされる</p>	<p>5-6</p>	<p><a href="https://www.mofa.go.jp/mofaj/files/000077811.pdf">https://www.mofa.go.jp/mofaj/files/000077811.pdf</a></p>
<p>韓国</p>	<p>居所指定権は、親権の一部であるから、父母が婚姻中の場合には、父母が共同で行使しなければならない(第 909 条第 2 項)。したがって、父母の協議により居所を定めなければならないが、協議が調わないときは、当事者の請求により、家庭法院がこれを定める</p>	<p>7</p>	<p><a href="https://www.mofa.go.jp/mofaj/files/000487547.pdf">https://www.mofa.go.jp/mofaj/files/000487547.pdf</a></p>
<p>韓国</p>	<p>1 ハーグ国際児童奪取条約の履行に関する法律(法律第 11529 号 2012 年 12 月 11 日。以下、「ハーグ児童奪取法」と略する。)          ...          第 12 条(請求権者等) ①児童の大韓民国への不法な移動又は留置により条約による養育権の侵害を受けた者は、管轄法院に、児童の返還を請求することができる。</p>	<p>1-</p>	<p><a href="https://www.mofa.go.jp/mofaj/files/000487548.pdf">https://www.mofa.go.jp/mofaj/files/000487548.pdf</a></p>

<p>韓国</p>	<p>返還を認めた裁判例として、以下のものがある。          ㊦ソウル家庭法院 2016 年 4 月 22 日審判</p> <p>…          家庭法院は、相手方は、日本に常居所地を有する事件本人を韓国に移動させることによって事件本人の共同養育者である申立人の養育権を侵害し、相手方は、特別の事情のない限り、ハーグ条約第 3 条、第 12 条およびハーグ児童奪取法第 12 条第 1 項により、事件本人を申立人に返還する義務があるとした。</p> <p>(他にも返還を認めた判例と、認めなかった判例とあり)</p>	<p>7</p>	<p><a href="https://www.mofa.go.jp/mofaj/files/000487548.pdf">https://www.mofa.go.jp/mofaj/files/000487548.pdf</a></p>
<p>ペルー</p>	<p>(連れ去りやハーグ条約に関する記載無し)</p>		<p><a href="https://www.mofa.go.jp/mofaj/files/000505605.pdf">https://www.mofa.go.jp/mofaj/files/000505605.pdf</a></p>
<p>ニュージーランド</p>	<p>ハーグ条約に関する国内法制として、2004 年児童養育法の第 2 章第 4 節「国際的な子の奪取」(養育法第 94 条ないし第 124 条)が定められている。</p> <p>…</p> <p>ニュージーランドへ連れ去られた子の返還手続          …特徴的なのは、子の返還が人権と基本的自由に関するニュージーランド法の基本原理により認められないことがある点</p> <p>…</p> <p>ニュージーランドからの子の連れ去りの防止          2004 年児童養育法は、ニュージーランドから故意に子を連れ去る行為等を防止するための規定を置いている(養育法第 77 条)</p> <p>…</p> <p>裁判所から許可を得ることなく子をニュージーランドの外に連れ出す行為、またはそうしようとする行為は犯罪とみなされ、裁判で有罪であると判断されると、2,500 ニュージーランド・ドル以下の罰金もしくは 3 月以下の禁固刑、またはそれらが併科される</p>	<p>5-7</p>	<p><a href="https://www.mofa.go.jp/mofaj/files/000552267.pdf">https://www.mofa.go.jp/mofaj/files/000552267.pdf</a></p>
<p>メキシコ</p>	<p>(連れ去りやハーグ条約に関する記載無し)</p>		<p><a href="https://www.mofa.go.jp/mofaj/files/000487553.pdf">https://www.mofa.go.jp/mofaj/files/000487553.pdf</a></p>

イタリア	(7)リロケーション: 住居の選択の問題 住居の選択は、子の生活に与える影響が大きいため、子の重要な利益として、父母の合意が必要とされる事項である。もし <b>他方父母の相談なく子の住居を一方的に変更した場合は、義務の不履行</b> として、裁判官により、監護の態様や監護措置の変更などが措置されうる。また子に被害が生じる場合は、警告や損害賠償など制裁規定としての民事訴訟法 709 条の 3 が適用されうる。	5	<a href="https://www.mofa.go.jp/mofaj/files/000487549.pdf">https://www.mofa.go.jp/mofaj/files/000487549.pdf</a>
イタリア	「ハーグ条約(国際的な子の奪取の民事上の側面に関する条約)」(1980 年に国連で採択署名)および「欧州監護条約(子の監護の決定の承認および執行ならびに子の監護の回復に関する欧州条約)」(1980 年)について、イタリアは 1994 年に批准し、同年の 1994 年 1 月 15 日第 64 号法律を制定し、それにより国内法上の効力を生じている。	6	<a href="https://www.mofa.go.jp/mofaj/files/000487549.pdf">https://www.mofa.go.jp/mofaj/files/000487549.pdf</a>
ドイツ	(連れ去りやハーグ条約に関する記載無し)		<a href="https://www.mofa.go.jp/mofaj/files/000060310.pdf">https://www.mofa.go.jp/mofaj/files/000060310.pdf</a>
フランス	父母が離別しても親権を共同で行使するのが原則であるが、父母が別々に生活することになるため、子の居所を決定する必要がある。子の居所については、両親のそれぞれの住所に交替で定められるか、または両親の一方の住所に定められる(⇒373条の2の9・1項)。	3	<a href="https://www.mofa.go.jp/mofaj/files/000060311.pdf">https://www.mofa.go.jp/mofaj/files/000060311.pdf</a>
フランス	子の国際的奪取に対応するために、2002年法は、裁判官が「両親の許可なくしてフランスの領土の外へ子を連れ出すことの禁止を親のパスポートに記載することを命じることができる」(373条の2の6・3項)と規定した	5	<a href="https://www.mofa.go.jp/mofaj/files/000060311.pdf">https://www.mofa.go.jp/mofaj/files/000060311.pdf</a>
イギリス	その後、社会の変化や法実務の要請から2011年11月に出されたNorgrove委員長による家族法再検討委員会報告(Family Justice Review)5に基づき、子ども法の基本理念(子の福祉最優先の原則)に立ち戻ることを狙いとして、2014年3月13日に国王裁可・4月22日施行の子ども及び家族法(Children and Families Act 2014、以下「2014年新法」とする)による法改正がなされた。 <b>同法により、上記の居所に関する決定と交流決定が廃され「子に関する取り決め決定(child arrangements order)」が新設された(同法第12条)</b> 。また、上記⑥や⑧に関連して、子育てには両方の親が関与することが子の福祉にかなうことが強調された(同法第11条)。	2	<a href="https://www.mofa.go.jp/mofaj/files/000069135.pdf">https://www.mofa.go.jp/mofaj/files/000069135.pdf</a>

イギリス	なお近年の動きとして、子の保護が求められる事態には特に遅延なく迅速な対応が重要かつ不可欠であることから、公的機関が関与する子の監護養育に関する手続の流れ (PLO: Public Law Outline) の指針が2008年から導入されているが、2014年新法第14条により更新され、「原則26週間以内」に完了することと短縮された(子ども法第32条、PLOについてはPractice Direction 12A参照)10。	4	<a href="https://www.mofa.go.jp/mofaj/files/000069135.pdf">https://www.mofa.go.jp/mofaj/files/000069135.pdf</a>
米国・アリゾナ	法的決定権限を有しない親の養育時間中に子が奪取された場合にこれがハーグ条約上の監護権侵害に(Parenting Plan)あたるかどうかは、養育計画(Parenting Plan)における双方の親の養育時間に関する定めを検討することが必要となろう。	1-2	<a href="https://www.mofa.go.jp/mofaj/files/000077795.pdf">https://www.mofa.go.jp/mofaj/files/000077795.pdf</a>
米国・コロラド	裁判所は子の安全と身体的 精神的 及び情緒的な子の状況及び子のニーズを最優先に考慮し 子の最善の利益に適うよう 養育時間及び意思決定の責任を含む親の責任の分担を決定しなければならないと規定されており (14-10-124条 (その規定の中に (a) 養育時間の決定と (b) 意思決定責任の分担が規定されていることに照らしても ハーグ条約上の監護権が一方の親のみに認められていると考えるべき場合は少ないとされる。もっともみに認められていると考えるべき場合は少ないとされる	1-2	<a href="https://www.mofa.go.jp/mofaj/files/000545966.pdf">https://www.mofa.go.jp/mofaj/files/000545966.pdf</a>
米国・フロリダ	「移転」とは、親またはその他の者 (other person) が、子をともなって、主たる住所の位置を変更することを意味する (ch. 61.13001(1)(e))。一定の権限を有する両親およびすべてのその他の者が、一定の要件を満たした書面による合意 (書) に署名することで、「移転」が可能となる (ch. 61.1103(2))。このような合意がない場合でも、「移転」を求める当事者は、「移転の申立て」をすることができる (ch. 61.1103(3))。 -	2	<a href="https://www.mofa.go.jp/mofaj/files/000498878.pdf">https://www.mofa.go.jp/mofaj/files/000498878.pdf</a>
米国・フロリダ	61.13001条 子をともなつての親の移転	5	<a href="https://www.mofa.go.jp/mofaj/files/000498878.pdf">https://www.mofa.go.jp/mofaj/files/000498878.pdf</a>
米国・ジョージア	監護権に関しては、子の労務による役務及び収益を得る権利が両親に原則として両親に帰属することが規定される (19-7-1 条) とともに、「子が成人し、死亡し、結婚し、あるいは親の権限から独立するといったことが起こるまでの間、子を養育・保護・教育することは、各々の親が連帯して共同で負担すべき義務である」 (19-7-2 条) が明確に規定されていることから、監護権侵害の存否を判断する前提となる両親の共同監護権の根拠は19-7-2 条であると解される。 子の監護に関する手続に関する規定において、監護権には面会交流権も含む旨が規定されており (19-9-22 条)、この点はハーグ条約の規定する「監護権」に関する一般的な解釈とは異なる。	2	<a href="https://www.mofa.go.jp/mofaj/files/000077801.pdf">https://www.mofa.go.jp/mofaj/files/000077801.pdf</a>

<p>米国・ジョージア</p>	<p>子の意思の考慮  監護権の存否が直接の争点となった事案ではないが、「非監護権者である親と面会交流したくないという14歳未満の子の意思は非監護親による面会交流権を否定するに十分なものではない」旨を示したジョージア州最高裁判所の判例(Prater v. Wheeler, 253 Ga. 649, 650 (322 SE2d 892)(1984))がある。</p>	<p>2</p>	<p><a href="https://www.mofa.go.jp/mofaj/files/000077801.pdf">https://www.mofa.go.jp/mofaj/files/000077801.pdf</a></p>
<p>米国・ハワイ</p>	<p>ウ  離婚訴訟中の子の連れ出し等の禁止  2018年のハワイ州法(HRS)第58010条の改正により、裁判所において婚姻の一方当事者により離婚が提起されると同時に、当事者双方に対し自動的にさまざまな事項に関する禁止命令が発令されることとなった(第58010.5条)。これは、離婚訴訟の係属中において、個人の財産の売却や譲渡などを防いだり、医療保険や生命保険等の内容や契約者の変更などをの売却や譲渡などを防いだり、医療保険や生命保険等の内容や契約者の変更などを禁止する内容禁止する内容であるが、子ども、子どもについても、裁判所の許可なくについても、裁判所の許可なく居住する島から連れ出したり、現在通う学校か居住する島から連れ出したり、現在通う学校から除籍させることなどは除籍させることなどは禁じられる。禁じられる。</p>	<p>9-10</p>	<p><a href="https://www.mofa.go.jp/mofaj/files/100069867.pdf">https://www.mofa.go.jp/mofaj/files/100069867.pdf</a></p>
<p>米国・イリノイ</p>	<p>イリノイ州においては、共同監護が認められている。監護権が付与されなかった者には訪問権が付与される。婚外子の場合には、事実主義のもと、親子関係が確定していれば、監護権が付与される。いずれも、離婚後の子の監護権の問題と同様に、子の最善の利益が判断基準となっている。なお、<b>同州のハーグ条約の執行法にあたる制定法として、「統一子の監護権に関する管轄権および執行法(Uniform Child-Custody Jurisdiction and Enforcement Act(750 Illinois Compiled Statutes 36))」</b>がある。</p>	<p>1</p>	<p><a href="https://www.mofa.go.jp/mofaj/files/000060301.pdf">https://www.mofa.go.jp/mofaj/files/000060301.pdf</a></p>
<p>米国・ルイジアナ</p>	<p>別居期間の要件は未成年の子の有無によって異なり、夫婦に未成年の子がない場合は180日(第103条の1第1号)、夫婦に未成年の子がある場合は365日(第2号)とされている。離婚請求の申立てにおいて、配偶者はそれぞれ子の監護、面会交流および養育費について、配偶者扶養について、差止め命令による救済について、家族の住居の使用及び占有(居住)又は共有の不動産若しくは動産の使用について、私有財産の使用について、それぞれ請求をすることができる(第104条)。</p>	<p>3</p>	<p><a href="https://www.mofa.go.jp/mofaj/files/000545932.pdf">https://www.mofa.go.jp/mofaj/files/000545932.pdf</a></p>
<p>米国・ニューヨーク</p>	<p>(ハーグ条約に関する記載なし。)共同監護の話などはある。</p>		<p><a href="https://www.mofa.go.jp/mofaj/files/000060303.pdf">https://www.mofa.go.jp/mofaj/files/000060303.pdf</a></p>

米国・ノースカロライナ	親等の面会交流権については「監護権」に含めるものとみなす旨の規定 (50-13.1条 (a))もあり 部分的な身上監護権に相当するものと考えられるべき場合 であろうかと思われるので 面会交流権のみを有する親から子を奪取した場合がハーグ条約上の監護権侵害にあたるかどうかについては 定められた面会交流の中身を検討する必要が であろう。	1	<a href="https://www.mofa.go.jp/mofaj/files/000545968.pdf">https://www.mofa.go.jp/mofaj/files/000545968.pdf</a>
米国・ペンシルバニア	州ないし国を超える監護権に関する管轄等を規律するUCCJEAの規定 が 第 4部の 第 54章として規定されているほか 第 52章の統一子 奪取防止法( Uniform Child Abduction Prevention Act)において 州ないし国 を 超える子の奪取に関する 裁判所の命令等について規定され ている。子の奪取が差し迫っている場合にもその危険を防ぐために裁判所が差し止命令等を発することができる旨が規定されているが その内容はコロラド州法 13.5章とほぼ同様であるので そちらを参照されたい。	2	<a href="https://www.mofa.go.jp/mofaj/files/000545970.pdf">https://www.mofa.go.jp/mofaj/files/000545970.pdf</a>
米国・ペンシルバニア	以上の規定からすればハーグ条約上の監護権の侵害の有無については 子との接触が権利として保証されている状況 下 で子が奪取された場合には 認められる可能性が高いものと解される。	2	<a href="https://www.mofa.go.jp/mofaj/files/000545970.pdf">https://www.mofa.go.jp/mofaj/files/000545970.pdf</a>
米国・テキサス	州の基本政策として、第 1 に、親が子の最善の利益のために行動できることを証明できる場合に、子との頻繁かつ継続した交流が確保されること、	5	<a href="https://www.mofa.go.jp/mofaj/files/100069876.pdf">https://www.mofa.go.jp/mofaj/files/100069876.pdf</a>
米国・テキサス	テキサス 州法は、両親にペアレンティング(養育)計画を作成することを求めている。	6	<a href="https://www.mofa.go.jp/mofaj/files/100069876.pdf">https://www.mofa.go.jp/mofaj/files/100069876.pdf</a>
米国・ワシントン	子の連れ去りに関する記載なし。		<a href="https://www.mofa.go.jp/mofaj/files/100103597.pdf">https://www.mofa.go.jp/mofaj/files/100103597.pdf</a>
アルゼンチン	在アルゼンチン日本国大使館： アルゼンチンの国内法では、父母のいずれもが親権または監護権を有する場合に、または、離婚後も子どもの親権を共同で保有する場合、一方の親が他方の親の同意を得ずに子どもを連れ去る行為は、重大な犯罪(実子誘拐罪)とされています		<a href="https://www.ar.emb-japan.go.jp/itpr_ja/ShinkenJP.html">https://www.ar.emb-japan.go.jp/itpr_ja/ShinkenJP.html</a>

<p>スペイン</p>	<p>在スペイン日本国大使館ページ：スペイン刑法によると、両親の一方が正当な理由なく未成年の子を連れ去ると、「未成年の奪取」と見なされることがあります。この場合の「連れ去り」にあたる行為は、以下のとおりです。</p> <p>(1) 普段未成年の子と同居している親若しくは未成年の監護権を行使する人または施設の同意無しに、当該未成年者の居住地を変えること。</p> <p>(2) 司法・行政決定措置により規定された義務を著しく怠り、未成年者を留め置くこと。</p>		<p><a href="https://www.es.emb-japan.go.jp/itpr_ja/00_000110.html">https://www.es.emb-japan.go.jp/itpr_ja/00_000110.html</a></p>
<p>カナダ</p>	<p>在カナダ日本国大使館：カナダや米国の国内法では、父母のいずれもが親権または監護権を有する場合に、または、離婚後も子どもの親権を共同で保有する場合、一方の親が他方の親の同意を得ずに子どもを連れ去る行為は、重大な犯罪(実子誘拐罪)とされています</p>		<p><a href="https://www.ca.emb-japan.go.jp/JapaneseSite/Ryoji/konoshinkenmondai/oct2609.htm">https://www.ca.emb-japan.go.jp/JapaneseSite/Ryoji/konoshinkenmondai/oct2609.htm</a></p>